

北区障害者地域自立生活支援室より

支援室だより

第77号 (2016年4月発行)

【年6回偶数月月上旬発行】

相談窓口

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL:03-3905-7225 TEL・FAX 兼用:03-3905-7226 E-MAIL:peernet@ma.kitanet.ne.jp

開所日時:月～金 10時～19時 土 10時～17時 *日・祝・年末年始は休み

“支援室だより”は印刷されたもののほか、視覚に障害のある方のために、「ろくせいかい点字サークル六星会(福祉センタークラス)」のご協力で **点字版** を、「音訳グループやまびこ」のご協力で **音訳版** を作成しています。ご希望の方は支援室までご連絡ください。(TEL・FAX 兼用:03-3905-7226)

今号の内容

- ヨガ講座主催者変更のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ハンドメイド教室<<1期>>のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ご飯会<<夜間>>のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 障害者差別解消法が施行されました・・・・・・・・・・・・ 4・5
- 【情報提供】東京都心身障害者福祉センター移転のご案内・・・・ 6・7
- 【情報提供】第17回東京都障害者スポーツ大会合同開会式のご案内・・・・ 8

ヨガ講座主催者変更のご案内

たくさんの方にご参加いただいております支援室主催の「ヨガ講座」は平成28年度より障害者福祉センター事業係が企画・運営を行っていくことになりました。今後は北区ニュース等のご案内確認をお願い致します。楽しみにしていただいたみなさまにはご迷惑をおかけし申し訳ございません。今後のヨガ講座に関してのお問い合わせは障害者福祉センター事業係までお願い致します。

【障害者福祉センター主催ヨガ教室】

平成28年5月9日～7月4日 13:30～15:30 毎週月曜日開催

※申込締切4月20日(水)

【お問い合わせ】障害者福祉センター事業係

電話:03-3905-7121 FAX:03-3905-7116



ハンドメイド教室<<1期>>のご案内

ハンドメイド教室 ～2016 1期～



毎回、大好評をいただいているハンドメイド教室を今年度も開催します！

昨年は、風鈴やクリスマスリース、カレンダーなどの工作と、カレーライス、クリームシチューの昼食を作ったりしました。

みんなでワイワイ手作りを楽しみませんか！？

【日 程】

第1回	5月14日(土)	10:00～12:00	簡単な手芸・工作を行います
第2回	5月28日(土)		
第3回	6月11日(土)	10:00～13:30	昼食を作ります

午前中の開催になりました。
お時間にご注意ください。

【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者地域自立生活支援室

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で一人での参加が可能な方。全3回参加可能な方。

※初参加の方のみ、ご記入いただきたい書類がございますので、保護者の方も一緒にお越しください。所要時間は10分程度です。ご来室が難しい場合は別途ご相談ください。以前に参加されていた方で、書類への記入がまだの方もお手数ですがご来室ください。

【定 員】 6名(定員を超えた場合は抽選)

【参加費】 一回毎に300円(材料費など)

【持ち物】 エプロン・三角巾、ハンドタオル

【申込方法】 4月30日(土)までに、電話(3905-7226)にてお申込みください



ご飯会《夜間》のご案内

毎回大好評をいただいているハンドメイド教室。今では定員を超えるお申込みをいただき、抽選にはずれて参加いただけない人も増えてしまいました。そこで支援室では、知的障害者の方を対象に5～7月の第4水曜日の夕方に『ご飯会』を開催することにしました。夕方からの開催となりますが、みんなで楽しく料理をつくって、一緒に夕食を食べましょう！

みんなで ワイワイ ご飯会

【日 程】

第1回	5月25日(水)	17:00～19:00	夕食をつくります
第2回	6月22日(水)		※1回目はカレーライスをつくります。
第3回	7月27日(水)		2回目以降のメニューは参加者で話し合って決めます。

【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者地域自立生活支援室

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で一人での参加が可能な方。全3回参加可能な方。

※初参加の方のみ、ご記入いただきたい書類が

ございますので、保護者の方も一緒にお越しください。所要時間は10分程度です。ご来

室が難しい場合は別途ご相談ください。以

前に参加されていた方で、書類への記入がまだの方もお手数ですがご来室ください。

【定 員】 8名(定員を超えた場合は抽選)

【参加費】 一回毎に300円(材料費)

【持ち物】 エプロン・三角巾、ハンドタオル

【申込方法】 4月30日(土)までに、電話(3905-7226)にてお申込みください



障害者差別解消法が施行されました

平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートしました。この法律は障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。今回の支援室だよりでは概要をご紹介します。

障害者差別解消法を知っていますか？

この法律では障害を理由に「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では国・都道府県・市区町村などの役所や、会社やお店等の事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社やお店等の事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されています	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者	 不当な差別的取扱いが禁止されています	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人だけのものではありません。身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者も含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

「不当な差別的取扱い」とは

①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別することや排除、制限をすること

(例1) それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神障害があるとわかった途端、店の利用を拒否した。

(例2) 聴覚障害のある人が、ひとりで病院を受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、受診を断られた。



②車椅子や補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること

(例) 盲導犬を連れた人が、「動物は店に入ることができません」とレストランの入店を拒否された。

※ただし、①、②の行為が、だれがみても目的が正当で、かつその扱いがやむを得ないときは差別になりません。

「合理的な配慮の提供」とは

①時間や順番などを変えること

(例1) 精神障害がある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤できるように対応する。

(例2) 知的障害がある人に対して、るびをふったり、わかりやすい言葉で書いた資料を提供する。



②設備や施設などの形を変えること

(例) 建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。

③補助器具やサービスを提供すること

(例1) 視覚障害がある職員が仕事で使うパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使って仕事ができるようにする。

(例2) 発達障害者のために、他人の視線などをさえぎる空間を用意する。

※ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合など、重すぎる負担があるときは合理的配慮を行わなくても差別にはなりません。

【相談及び紛争の防止等のための窓口】

●障害福祉課王子障害相談係

電話:03-3908-9081 FAX:03-3908-5344

●赤羽障害相談係

電話:03-3903-4161 FAX:03-3903-0991

●北区障害者地域自立生活支援室

電話&FAX:03-3905-7226

●支援センターきらきら

電話:03-3905-7201 FAX:03-3905-7203

●滝野川地域障害者相談支援センター

電話:03-4334-6548 FAX:03-4334-6549



東京都心身障害者福祉センター移転のご案内

東京都心身障害者福祉センターが東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階に移転しました。
 なお、補装具判定の一部（車椅子等）は、麴町にある別館（秩父屋ビル1階）で実施されます。

【東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）お問い合わせ先】

階	課	係	電話番号	FAX	
15 階	調整課	庶務係（センター窓口）	03-3235-2946	03-3235-2968	
		経理担当（契約・管財）	03-3235-2947		
		企画係（企画・調整）	03-3235-2948		
		手当係（障害者手当の支給）	03-3235-2949		
14 階 （受付）	障害 認定課	認定調整係（判定の予約等）	03-3235-2961	03-3235-2959	
		障害者手帳係（身体障害者手帳・愛の手帳）	03-3235-2963		
		身体障害係（補装具・更生医療の判定等）	03-3235-2965		
		知的障害係（愛の手帳の判定内容等）	03-3235-2966		
13 階	地域 支援課	事業係（自立支援協議会等）	03-3235-2952	03-3235-2957	
		高次脳機能障害者支援担当	専用電話相談		03-3235-2955 (9～12、13～16時)
			地域支援係（法関連研修等）		03-3235-2954
		就労支援係	（職業評価等）		03-3235-2969
			（社会生活評価プログラム等）		03-3235-2951



東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）



別館（秩父屋ビル）

東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)



〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1
東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)
12~15階

交通

- ◇東京メトロ(有楽町線、南北線、東西線)・都営地下鉄(大江戸線) 飯田橋駅B2b出口(セントラルプラザ1階ロビー直結)
※B2b出口にはエレベーターがありません。地上行きエレベーターは、有楽町線・南北線の中央改札付近にあります。
- ◇JR(総武線) 飯田橋駅西口より徒歩2分、東口より徒歩4分
- ◇都バス「飯田橋駅前」(「飯64」小滝橋車庫前~九段下)・「飯田橋」(「飯62」小滝橋車庫前~都営飯田橋駅前) 停留所下車徒歩5分

別館(秩父屋ビル)



〒102-0083
東京都千代田区麹町3-7-4
秩父屋ビル1階

交通

- ◇東京メトロ(有楽町線) 麹町駅1番出口より徒歩3分
(半蔵門線) 半蔵門駅1番出口より徒歩4分

詳しくはホームページをご確認ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/oshirase/itenn.html>

【お問い合わせ先】

東京都心身障害者福祉センター TEL : 03-3235-2946 FAX : 03-3235-2968

第 17 回東京都障害者スポーツ大会の合同開会式のご案内

東京を代表するスポーツ大会として歴史と伝統を重ねてきた「都民体育大会」と「東京都障害者スポーツ大会」の合同開会式が開催されます。今年度はオリンピック、パラリンピックが開催されます。ぜひこの機会に足を運んでみてはいかがでしょうか。

第 69 回都民体育大会と第 17 回東京都障害者スポーツ大会の合同開会式

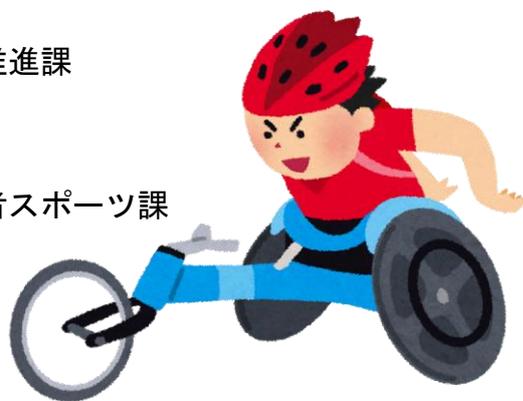


日 時：平成 28 年 5 月 8 日（日曜） 10 時 00 分～11 時 50 分
【第 1 部】 合同開会式 10 時 00 分～10 時 50 分
【第 2 部】 交歓プログラム 11 時 05 分～11 時 50 分
場 所：東京体育館メインアリーナ（渋谷区千駄ヶ谷 1-17-1）
総合司会：陣内貴美子さん（バルセロナオリンピック出場、スポーツキャスター）
廣道純さん（シドニーパラリンピック銀メダリスト、プロ車いすランナー）
ゲ ス ト：岡紀彦さん（シドニー、アテネ、北京パラリンピック出場）
西城秀樹さん（歌手）

問い合わせ先

（合同開会式全般及び都民体育大会に関すること）
オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部事業推進課
電話 03-5320-7714

（東京都障害者スポーツ大会に関すること）
オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部障害者スポーツ課
電話 03-5320-7829



編集後記

北区障害者地域自立生活支援室から“支援室だより”第 77 号をお送りしました。新年度が始まりました。支援室の職員体制は変わりませんが、新たな講座等が始まります。今年度もみなさまにご参加いただけるような講座や研修会を開催していきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

* * * * *

桜の季節がやってきました。4 月は新入生や新社会人など初々しい姿をたびたび見かけ、なんだか懐かしい気持ちになります。桜を見に出かけたいと思うのですが、花粉症対策をしつかりしないと外を出歩くのが辛く…。それでもやっぱり桜が見たくて出かけてしまいます。短い期間でしか見ごろがない桜だからこそ、満開の姿を目に焼き付けたいなと思います。🌸

発行：北区障害者地域自立生活支援室 TEL&FAX:03-3905-7226